

# ○大東文化大学経済研究所規程

(昭和61年10月22日制定)

改正 平成元年10月25日  
平成3年1月23日  
平成4年12月22日  
平成12年3月29日  
平成13年3月21日  
平成27年3月18日  
平成30年7月4日

## 第1章 総 則

(所在)

第1条 大東文化大学は経済学部内に、大東文化大学経済研究所（以下「研究所」）を置く。

(目的)

第2条 研究所は、経済に関する理論的研究及び実証的調査研究を行い、その研究の成果をもって社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 研究所は、前条に定める目的を達成するために、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 調査・研究資料の収集・整理及び保管
- (2) 研究員の調査研究活動に対する支援
- (3) 国内外の研究機関・団体及び研究者との交流並びに共同研究
- (4) 研究会・講演会、公開講座、シンポジウム、セミナー等（以下「研究会等」）の開催及びそれら事業に対する助成
- (5) 研究所及び研究員の調査研究活動に係る成果の公表並びに成果物の刊行
- (6) 前号に定めるもののほか、前条に定める目的を達成するために必要な事業

## 第2章 職 員

(職員)

第4条 研究所に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 所長 1名
- (2) 研究員 若干名
- (3) 経済学部事務室長または事務長 1名
- (4) 事務職員 若干名

(所長及び所長の職務代行)

第5条 所長は、研究所を代表し、研究所の業務を統括する。

2 所長は、経済学部教授会の推薦に基づき、学長が任命する。

3 所長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 所長に事故あるとき、または所長が欠けたときは、所長があらかじめ指名してある者が、所長の職務を代行する。

(研究員)

第6条 研究所の研究員は、専任研究員、兼任研究員、非常勤研究員及び客員研究員の4種とする。

2 前項に定める研究員は、所長が研究所運営委員会（以下「運営委員会」）に諮り、経済学部教授会の議を経て、学長がこれを委嘱する。

第6条の2 研究所に、専任研究員を置く。

2 専任研究員は、経済学部に所属する専任教員（助教を含む。以下同じ。）及び特任教員で、研究所の専任研究員となることを希望した者とする。

3 専任研究員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(兼任研究員)

第6条の3 研究所に兼任研究員を置くことができる。

2 兼任研究員は、経済学部以外の本学他学部・研究所に本務を持つ専任教員及び特任教員で、研究所の兼任研究員となることを希望した者とする。

3 兼任研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(非常勤研究員)

第6条の4 研究所に、非常勤研究員を置くことができる。

2 非常勤研究員は、本学の学部・大学院・研究所等以外に本務を持つ研究者（本学の非常勤講師を含む。）で、研究所の非常勤研究員となることを希望した者とする。

3 非常勤研究員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

（客員研究員）

第6条の5 研究所に客員研究員を置くことができる。

2 客員研究員は、国内外の研究機関・団体等に本務を持つ研究者で、当該研究機関・団体等から受け入れ要請があり、派遣された者とする。

3 客員研究員の受け入れ期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究上、必要があると認められる場合には、その期間を延長することができる。

（研究員の権利）

第7条 第6条第1項に定める研究員（以下、本条、次条、第8条の2及び第8条の3において同じ。）は、この研究所が所蔵する文献、資料等及び研究所施設・設備等を自らの調査研究のために利用することができる。

2 研究員は、この研究所が主催する研究会等において研究発表、調査・活動報告等（以下「研究発表等」）を行うことができる。

3 研究員は、この研究所が発行する研究紀要、研究所報、その他刊行物（以下「研究所紀要等」）に投稿することができる。

4 研究員は、この研究所が発行する研究所紀要等の配布を受けること、及びこの研究所が実施する研究会等、その他の事業に参加することができる。

（研究者の行動規範等の遵守）

第8条 研究員は、本学が定める大東文化大学研究者の行動規範、その他の諸規則を遵守しなければならない。

2 研究員は、本研究所が定める研究所規程、その他の諸規則に遵い、自らの調査研究活動を推進しなければならない。

3 研究員は、本研究所が実施する研究会等、その他の事業に協力するものとする。

4 研究員は、毎年度、自己の調査研究業績を所長に報告しなければならない。

（研究員資格の喪失）

第8条の2 研究員が次の各号のいずれかに該当したときは、その資格を喪失する。

(1) 本人から研究員の辞任の申し出があり、運営委員会で承認されたとき。

(2) 専任研究員または兼担研究員である者が本学を退職したとき。

(3) 本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。

（研究員の除籍）

第8条の3 研究員が次の各号のいずれかに該当したときは、運営委員会の議を経て、経済学部教授会の承認を得、これを除籍することができる。ただし、この場合には、決議する前に、当該研究員に対して弁明の機会を与えなければならない。

(1) この研究所の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(2) この規程または運営委員会もしくは研究会部会が定める規則等に違反したとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、この研究所の運営に重大な支障を及ぼしたとき。

## 第4章 研究部会

（研究部会）

第9条 研究所に、研究所の研究計画に関する事項を審議し決定するために、研究部会を置く。

2 研究部会は専任研究員をもって組織する。

3 研究部会に幹事を置き、経済学部事務室長又は事務長をもってこれに充てる。

（研究部会長）

- 第9条の2 研究部に研究部会長を置く。
- 2 研究部会長は、専任研究員の互選によって選出し、所長がこれを委嘱する。
  - 3 研究部会長の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 研究部会長は、研究部会を招集し、その議長を務める。

## 第5章 運営委員会

(運営委員会)

第10条 研究所に、研究所の運営及び事業、その他業務を円滑に遂行するために、運営委員会を置く。

2 前項に定める運営委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) 所長
- (2) 経済学部長
- (3) 大学院経済学研究科委員長
- (4) 経済学部の社会経済学科主任及び現代経済学科主任
- (5) 研究部会長
- (6) 研究部会から推薦された専任研究員若干名(委員長、副委員長及び幹事)

第11条 運営委員会に、委員長、副委員長及び幹事を置く。

2 運営委員会の委員長には、所長をもって充てる。

3 委員長は、運営委員会の会議を招集して、その議長を務める。

4 運営委員会の副委員長には、研究部会長をもって充てる。

5 副委員長は、委員長が不在のとき、その職務を代行する。

6 運営委員会に幹事を置き、経済学部事務室長又は事務長をもってこれに充てる。

(所掌事項)

第12条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議し、決定する。

- (1) 研究所の運営に係る基本方針に関する事項

- (2) 研究所の事業に関する事項
- (3) 研究所の予算に関する事項
- (4) 研究所の人事に関する事項
- (5) 研究所の規則に関する事項
- (6) 前各号に定めるもののほか、所長から附議された事項

## 第6章 研究所施設等

(研究所事務室)

第13条 研究所に、研究所の業務を円滑に処理するために、事務室を置く。

2 研究所の事務は、経済学部事務室が行うものとする。

(研究所資料室)

第13条の2 研究所に、研究所が収集した文献・資料等を整理、保管し、利用者の用に供するために、資料室を置く。

2 研究所が所蔵する文献・資料等の利用を希望する者は、所定の手続きを経て、これを利用することができる。

3 研究所が所蔵する文献・資料等の利用に関し必要な事項については、運営委員会の議を経て、所長が別にこれを定める。

(研究室及び研修室)

第13条の3 研究所に、第2条に定める目的を達成するために、研究室及び研修室を置くことができる。

## 第7章 雑則

(臨機の処置)

第14条 この規程に定めのない事項については、所長が運営委員会に諮り、これを処理する。

(細則の制定)

第15条 この規程の施行にあたって必要な細則は、運営委員会に諮り、経済学部教授会の議を経て、所長がこれを定める。

(規程の改廃)

第16条 この規程の改廃については、所長が運

営委員会に諮り、経済学部教授会の議を経て、学長が提案し、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 この規程が実施される当初の研究員の委嘱は、第7条の定めに拘らず経済学部教授会の議を経て、学長の推薦に基づき理事長が行う。

附 則（平成元年10月25日）

- 1 この規程は、平成元年10月25日から施行する。
- 2 この規程施行当時すでに委嘱された所長、研究員及び運営委員会の委員は第5条、第6条、第9条、第11条によりそれぞれ選任されたものとみなし任期は残任期間とする。

附 則（平成3年1月23日）

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年12月22日）

この規程は、平成4年9月1日に遡つて適用する。

附 則（平成12年3月29日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月21日）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月18日）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。

附 則（平成30年7月4日）

（施行期日）

この改正規程は、平成30年7月4日より施行する。